

医政発第 835 号
令和 3 年(2021 年)3 月 2 日

熊本市薬剤師会長 様

熊本市保健所長 長野 俊郎
(公 印 省 略)

薬局における新型コロナウイルス感染症の感染防止について

平素より、本市の薬務行政に御理解と御協力いただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、感染者数が減少傾向にあっても依然として感染拡大のリスクは続いており、貴会会員様の薬局におかれましても日々緊張感を持って感染防止の対策を講じておられることと存じます。

こういった中、2月に本市内の薬局にてクラスターが発生いたしました。当該薬局の状況を確認したところ、調剤室・待合室・情報提供場所などでの感染防止対策は適切でしたが、職員が利用する休憩室・給湯室などで感染が拡大したと推察される状況でした。

これまでも、令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について」等で薬局での感染防止対策について情報提供してきたところですが、下記を参考に、調剤室・情報提供場所等での感染防止対策とともに休憩室等での対策などについても、再度点検しご対応いただきますよう、貴会会員への周知をお願いいたします。

記

- 1 薬局での感染防止対策の点検にあたっての各種参考資料
 - 1) 「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について(令和 2 年 3 月 13 日付け厚生労働省事務連絡)」
<https://www.mhlw.go.jp/content/000608518.pdf>
 - 2) 日本薬剤師会作成
 - ・新型コロナウイルス感染症対策薬局向けガイドライン(令和 3 年 1 月 5 日改訂)
 - ・薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【第二版】
 - ・薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト
<https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline.pdf>
- 2 職員が利用する休憩室等での感染防止対策の点検にあたっての留意事項
 - ・休憩室内は十分な換気を行い、一度に休憩する人数を減らし密集・密接にならないよう注意する。
 - ・感染対策なしでの食事や会話をしないよう注意する。
 - ・共有するテーブル等は清潔を心掛け、休憩室での人の入替時にはエタノール等での

消毒を行う。

- ・手洗い後のタオルの共用は避け、ペーパータオル、個人用タオル等で対応する。

(参考)

- 「新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について（令和2年3月13日付け厚生労働省事務連絡）」に記載されている「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第2版）」（2020年3月2日 日本環境感染学会）は第3版、「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理」（2020年3月5日 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター）は2020年10月2日付け改訂版が最新です。

問い合わせ先

熊本市保健所

・医療政策課

担当 緒方

TEL 096-364-3186

・新型コロナウイルス感染症対策課

担当 東

TEL 096-364-3314